

鳥取縣公報

縣令

◇鳥取縣令第六十號

戰時災害保護法施行細則左ノ通定ム

昭和十七年八月七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

戰時災害保護法施行細則

第一章 總 則

第一條 戰時災害ニ依リ危害ヲ受ケタル者アルトキハ市町村長ハ直ニ其ノ狀況ヲ知事ニ報告スベシ

第二章 救 助

第二條 救助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ニ依ル

- 一 避難所ノ設置ニ要スル費用ハ實費トス
- 二 假設住宅建設ノ爲支出スル費用ハ一戸ニ付三百五十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 三 突出其ノ他ニ依ル食品ノ給與ノ爲支出スル費用ハ一人ニ付

昭和十七年 八月七日
第千三百五十七號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

四 被服又ハ寢具ノ給與又ハ貸與ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

(一) 被 服

冬 期	一 人	十 圓
春、秋 期	一 人	七 圓
夏 期	一 人	四 圓
(二) 寢 具	一 人	二十圓

五 前號ニ掲グルモノ、外食器、炊爨用品、下駄、傘、紙、手拭等生活必需品ノ給與ノ爲支出スル費用ハ一人ニ付十圓、一世帯ニ付三十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

六 醫療又ハ助産ノ爲支出スル費用ハ實費トス

七 學用品ノ給與ノ爲支出スル費用ハ教科書ニ付テハ實費トシ文房具ニ付テハ一人ニ付二圓五十錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

八 埋葬ノ爲支出スル費用ハ一人ニ付十二圓ヲ超ユルコトヲ得

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十七年八月七日
第千三百五十七號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

00873

九 救助ノ爲必要ナル人夫賃、運搬費等ハ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

必要アル場合ニ於テハ前項第二號乃至第五號、第七號又ハ第八號ノ規定ニ拘ラズ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第三條 救助(焚出ヲ除ク)ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依リ救助地市町村長ヲ經由シ知事ニ出願スベシ

第四條 市町村長戰時災害ニ因リ危害ヲ受ケタル者アル場合ニ於テ事態急迫ニシテ知事ノ指揮ヲ待ツノ暇ナシト認メタルトキハ避難所ノ設置及焚出ニ限リ直ニ之ガ實施ニ着手スベシ

第五條 戰時災害保護法施行規則(以下規則ト稱ス)第三條ノ救助期間ハ二月以内トス但シ假設住宅ノ貸與ノ場合ニ於ケル救助期間ハ六月以内延長スルコトヲ得

第六條 規則第四條ノ從事令書及從事取消令書ハ第三號様式ニ依リ從事令書ヲ交付シタルトキハ第四號様式ニ依リ救助従事者臺帳

ニ之ヲ登錄スルモノトス

從事取消令書ヲ交付シタルトキハ救助従事者臺帳ニ事出ヲ詳記シ之ヲ訂正又ハ抹消スルモノトス

ニ之ヲ登錄スルモノトス

從事取消令書ヲ交付シタルトキハ救助従事者臺帳ニ事出ヲ詳記シ之ヲ抹消スルモノトス

第七條 從事令書又ハ從事取消令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受領證ニ受領ノ年月日ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第八條 從事令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ從事令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏又ハ吏員ニ届出ツベシ

第九條 規則第四條第三項ノ規定ニ依リ届書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

- 一 傷痕、疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事情ニ依リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)
- 二 天災其ノ他遭クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ市町村長、警察官吏、船長又ハ驛長ノ證明書

第十條 戰時災害保護法(以下法ト稱ス)第八條ノ規定ニ依リ要救助者ヲシテ救助ノ實施ニ協力セシメタルトキハ第五號様式ニ依リ救助協力者臺帳ニ之ヲ登錄スルモノトス

第十一條 規則第五條ノ公用令書、公用變更令書及公用取消令書ハ第六號様式ニ依リ

00874

公用令書ヲ交付シタルトキハ第七號様式ニ依リ公用物件臺帳ニ之ヲ登錄スルモノトス

公用變更令書又ハ公用取消令書ヲ交付シタルトキハ公用物件臺帳ニ事出ヲ詳記シ之ヲ訂正又ハ抹消スルモノトス

第十二條 公用令書、公用變更令書又ハ公用取消令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受領證ニ受領ノ年月日ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十三條 當該官吏又ハ吏員、規則第六條第三項ノ規定ニ依リ受領證書ヲ作成スル場合ニ於テハ當該物資ノ所有者又ハ權原ニ基キ當該物資ヲ占有スル者(以下占有者ト稱ス)ヲシテ立會ハシムベシ但シ己ムヲ得ザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 受領證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ二通作成ノ上當該官吏又ハ吏員及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ占有者各通ニ記名捺印スベシ

- 一 受領官公稱名
- 二 受領シタル物資ノ名稱、種類及數量
- 三 受領年月日
- 四 受領シタル場所
- 五 受領證書ヲ作成シタル年月日
- 六 其ノ他必要ト認ムル事項

第十五條 法第十條第四項ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ヲシテ立入検査ニ付携帯セシムベキ證票ハ第八號様式ニ依リ

第十六條 法第十一條ノ規定ニ依リ實費償償ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス

- 一 日當ハ救助ノ實施ニ從事シタル日數ニ應ジ左ノ區分ニ依リ之ヲ給ス
 - 醫師、齒科醫師及藥劑師 一日 十圓
 - 保健婦及助産婦 一日 二圓五十錢
 - 看護婦 一日 二圓五十錢以内
 - 建築技術者 一日 八圓以内
 - 家屋大工 一日 二圓五十錢
 - 左 官 一日 二圓六十錢
 - 右 職 一日 二圓二十錢
- 二 旅費ハ實費トシ之ガ支給ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條 前條ノ實費償償ヲ受ケントスル者ハ實費償償請求ノ事由、實費償償請求額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載シタル實費償償請求書ヲ救助ノ實施ニ從事シタル地ノ市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

市町村長前項ノ請求アリタル時ハ審査ノ上意見ヲ具シ直ニ知事

00875

ニ進達スベシ

第十八條 法第七條又ハ第八條ノ規定ニ依リ救助ノ實施ニ從事又ハ協力スル者之方爲傷痍ヲ受ケ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ第六條第二項ノ救助從事者臺帳又ハ第十條ノ救助協力者臺帳ニ所事項ヲ記入シ本人又ハ其ノ遺族ニ第九號様式ニ依リ證明書ヲ交付スルモノトス

第十九條 法第十二條ノ規定ニ依リ支給スベキ扶助金ハ別表第一ノ區分ニ依ル

第二十條 法第十二條ノ扶助金ヲ受ケントスル者ハ扶助金支給申請書ヲ救助ノ實施ニ從事シタル地ノ市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

扶助金支給申請書ニハ第十八條ノ證明書ノ外左ノ區別ニ從ヒ所要書類ヲ添付スベシ

一 療養扶助金支給申請書ニ付テハ診療擔當醫ノ作成セル診斷書及正當債主ノ發行セル療養費ニ關スル領收書

二 障害扶助金支給申請書ニ付テハ當該ノ傷痍疾病ノ治療シタル日ニ於テ診療費擔當醫ノ作成セル身体障害ノ程度及療養開始以來ノ經過ヲ詳記シタル診斷書

三 打切扶助金支給申請書ニ付テハ當該ノ傷痍疾病ニ罹リタル時ヨリ一年ヲ經過シタル時ニ於テ診療擔當醫ノ作成セル身

體障害ノ程度及療養開始以來ノ經過ヲ詳記シタル診斷書

遺族扶助金又ハ葬祭扶助金ノ支給申請書ニ付テハ死亡診斷書及戶籍謄本

遺族扶助金又ハ葬祭扶助金ノ支給ニ付届出ヲ爲サザルモ本人ト事實上婚姻ノ關係ニ在リタル者、本人ノ兄弟姉妹ニシテ未成年又ハ不具廢疾ノ爲生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキモノ又ハ遺族扶助金若ハ葬祭扶助金ヲ受クベキ順位ニ在ル者戰時災害保護法施行令(以下令ト稱ス)第十七條ニ該當スルニ至リタル爲其ノ次順位ニ在ル者ヨリ申請スル場合ニハ其ノ事實ノ證明書

葬祭扶助金ノ支給ニ付葬祭ヲ行フ遺族ナキ場合ニ於テ葬祭ヲ行フ者ヨリ申請スル場合ニハ其ノ事實ノ證明書

市町村長第一項ノ申請アリタルトキハ審査ノ上意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ

扶助金ヲ給シタルトキハ第十八條ノ證明書所要欄ニ扶助金ノ種類、金額、支給年月日、支給官廳名ヲ記入證明シ市町村長ヲ經テ申請者ニ返付スルモノトス

第二十一條 規則第七條ノ規定ニ依リ補償請求書ハ管理、使用、收用又ハ保管ノ目的タル施設、土地、家屋又ハ物資ノ所在地市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

市町村長、補償請求書ノ提出アリタルトキハ審査ノ上意見ヲ具シ

00876

直ニ知事ニ進達スベシ

第二十二條 法第十四條ノ規定ニ依リ委任ヲ受ケタル市町村長委任ヲ受ケタル職權ヲ行使シタルトキハ直ニ其ノ内容ニ付詳細知事ニ報告スベシ

第二十三條 市町村長ニ於テ規則第四條ノ規定ニ依リ從事令書ノ交付ヲ受ケ出頭スベキ者ニシテ出頭ニ要スル旅費ノ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノ、出頭旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徴シ從事令書裏面ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何錢支辨濟」ト記載證明シ返付スベシ

第三章 扶助

第二十四條 扶助ヲ受ケントスル者ハ第十號様式ニ依リ第十八條又ハ第四十四條ノ證明書ヲ添付シ其ノ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ出願スベシ

扶助ヲ受ケントスル者一世帯二人以上アルトキハ世帯主又ハ之ニ代ルベキ者前項ニ依リ出願スベシ

第二十五條 市町村長前條ノ出願アリタルトキハ第十一號様式ノ扶助調書ヲ作成シ戶籍謄本其ノ他必要書類ヲ添付シ直ニ知事ニ進達スベシ

市町村長ニ於テ扶助ノ必要アリト認ムル者アルトキハ前條ノ出願ナキ場合ト雖モ第十號様式及第十一號様式ニ依リ戶籍謄本其

ノ他必要書類ヲ添付シ知事ニ申請スベシ

第二十六條 生活扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 居宅扶助ノ場合

地域	世帯構成人員				
	一人ノ場合	二人ノ場合	三人ノ場合	四人ノ場合	五人ノ場合
市	四七錢	七七錢	一〇〇錢	一二三錢	一四五錢
町村	三三錢	五七錢	七九錢	一〇二錢	一二五錢

二 收容扶助ノ場合

一人一日 六十錢

第二十七條 療養扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 居宅扶助ノ場合

醫療費

別表第四ニ依ルモノトシ

一點ニ付十五錢

齒科醫療費

別表第五ニ依ルモノトシ

一點ニ付七錢

處方箋ニ依ル藥劑費

00877

別表第六ニ依ル

二 收容扶助ノ場合

入院料 一人一日 一圓五十錢

第二十八條 出產扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 居宅扶助ノ場合 一人一回 七圓

二 收容扶助ノ場合 一人一日 三圓五十錢

第二十九條 看護ノ爲支出スル費用ハ看護人一人ニ付一日一圓八十錢ヲ以テ限度トス

第三十條 生業扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 資金、器具、資料ノ給與又ハ貸與ノ場合 一人 百五十圓

二 生業ニ必要ナル技能ヲ授クル場合 一人一日 六十錢

第三十一條 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ法第十九條ノ規定ニ依リ埋葬費ノ支給ヲ受ケントスル者ハ第十二號様式ニ依リ死亡シタル者ノ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ出願スベシ

市町村長前項ノ出願アリタルトキハ審査ノ上直ニ知事ニ進達スベシ

扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ市町村長ハ直ニ知事ニ報告スベシ

第三十二條 市町村長ハ第十三號様式ニ依リ扶助臺帳ヲ備ヘ記載事項ニ異動アル毎ニ加除訂正スベシ

第三十三條 扶助ヲ受クル者願書記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ第二十四條ノ出願人又ハ之ニ代ル者ヨリ直ニ住所地(住所移轉ノ場合ハ舊住所地)市町村長ヲ經由シ知事ニ届出ツベシ

第三十四條 市町村長扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度、若ハ方法ノ變更ノ必要アリト認メタルトキハ其ノ事由及意見ヲ具シ第十四號様式ニ依リ直ニ知事ニ報告スベシ

第四章 給與金ノ支給

第三十五條 法第二十二條ノ規定ニ依リ支給スベキ給與金ハ別表第二ノ區分ニ依ル

第三十六條 法第二十二條ノ給與金ヲ受ケントスル者ハ給與金支給申請書ヲ其ノ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

前項ノ申請ニハ第四十四條ノ證明書ノ他第二十二條第二項第二號乃至第四號ノ區別ニ準ジ必要書類ヲ添付スベシ

第三十七條 市町村長前條ノ申請書ノ提出アリタルトキハ令第九條、規則第十四條及第十八條ニ該當ノ有無ニ付調査シ支給ノ適否ニ關シ意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ

00878

給與金ヲ給シタルトキハ第四十四條ノ證明書所要欄ニ給與金ノ種類、金額、支給年月日及支給官廳名ヲ記入證印シ市町村長ヲ經由シ知事ニ進付スルモノトス

第三十八條 法第二十三條ノ給與金ヲ受ケントスル者ハ給與金支給申請書ヲ其ノ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

前項ノ給與金支給申請書ニハ第四十四條ノ證明書、所有者タルコトヲ證スルニ足ル書類及毀損ノ程度ニ關スル證明書ヲ添付スベシ尙所有者死亡シタルニ依リ其ノ遺族ヨリ申請スル場合ニハ左ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

戸籍謄本

届出ヲ爲サザルモ所有者ト事實上婚姻ト同様ノ關係ニ在ル者、所有者ノ兄弟姉妹ニシテ未成年若ハ不具廢疾ノ爲生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキモノ又ハ給與金ヲ受クベキ順位ニ在ル者令第十七條ニ該當スルニ至リタル爲其ノ次順位ニ在ル者ヨリ申請スル場合ニハ其ノ事實證明書

第三十九條 市町村長前條ノ申請書ノ提出アリタルトキハ令第十四條及規則第十六條ニ該當ノ有無ニ付調査シ其ノ支給ノ適否ニ關シ意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ

第四十條 法第二十四條ノ規定ニ依リ支給スベキ給與金ハ別表第三ノ區分ニ依ル

扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ市町村長ハ直ニ知事ニ報告スベシ

第三十二條 市町村長ハ第十三號様式ニ依リ扶助臺帳ヲ備ヘ記載事項ニ異動アル毎ニ加除訂正スベシ

第三十三條 扶助ヲ受クル者願書記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ第二十四條ノ出願人又ハ之ニ代ル者ヨリ直ニ住所地(住所移轉ノ場合ハ舊住所地)市町村長ヲ經由シ知事ニ届出ツベシ

第三十四條 市町村長扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度、若ハ方法ノ變更ノ必要アリト認メタルトキハ其ノ事由及意見ヲ具シ第十四號様式ニ依リ直ニ知事ニ報告スベシ

第四十一條 法第二十四條ノ給與金ヲ受ケントスル者ハ給與金支給申請書ヲ其ノ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ第四十四條ノ證明書及法第二十四條ノ規定ニ該當スルモノナルコトノ雇傭者又ハ之ニ代ルベキ者ノ證明書ノ外第二十條第二項第一號乃至第四號ノ區別ニ準ジ必要書類ヲ添付スベシ

第四十二條 市町村長前條ノ申請書ノ提出アリタルトキハ令第十四條、規則第十七條及第十八條ニ該當ノ有無ニ付調査シ支給ノ適否ニ關シ意見ヲ具シ直ニ知事ニ進達スベシ

給與金ヲ給シタルトキハ第四十四條ノ證明書所要欄ニ給與金ノ種類、金額、支給年月日及支給官廳名ヲ記入證印シ市町村長ヲ經由シ知事ニ進付スルモノトス

第四十三條 令第十四條ノ規定ニ依リ令第六條第一項ノ障害扶助金又ハ令第十一條第一項ノ障害給與金ヲ受ケタル場合ニ於テ當該傷痍疾病ノ再發ニ因リ身體障害ノ程度ヲ加重シタルニ依リ上級ノ障害扶助金又ハ障害給與金ヲ受ケントスル者ハ障害扶助金(障害給與金)加給申請書ヲ住所地市町村長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ第十八條又ハ第四十四條ノ證明書、再發後當該傷病ノ治癒シタル日ニ於テ診療擔當醫ノ作成セル身體障害ノ

00879

程度及再發後療養開始以來ノ經過ヲ詳記シタル診斷書ヲ添付ス
 市町村長第一項ノ申請書ノ提出アリタルトキハ審査ノ上意見ヲ
 具シ直ニ知事ニ進達スベシ

扶助金又ハ給與金ヲ加給シタルトキハ第十八條又ハ第四十四條
 ノ證明書所要欄ニ扶助金(給與金)ノ種類、支給額、支給年月
 日及支給官廳名ヲ記入證印シ本人ニ返付スルモノトス

第五章 雜 則

第四十四條 規則第十九條ノ規定ニ依ル證明書交付ノ申請ハ第十
 五號様式ニ依リ之ヲ爲スベシ

市町村長前項ノ申請アリタルトキハ審査ノ上意見ヲ具シ直ニ知
 事ニ進達スベシ

規則第十九條ノ證明書ハ第十六號様式ニ依ル

前項ノ證明書ヲ交付シタルトキハ證明書交付簿ニ登錄スルモノ
 トス

第四十五條 前條ノ證明書ハ特別ノ事由アル場合ノ外之ヲ再交付
 セザルモノトス

附 則

本令ハ昭和十七年四月三十日ヨリ之ヲ施行ス

別表第一

種 別	金 額
療 養 扶 助 金	實 費
障 害 扶 助 金	一、五〇〇圓
打 切 扶 助 金	一、五〇〇圓
遺 族 扶 助 金	一、〇〇〇圓
葬 祭 扶 助 金	一、〇〇〇圓

別表第二

種 別	金 額
障 害 給 與 金	終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ 七〇〇圓
障 害 給 與 金	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ 五〇〇圓
障 害 給 與 金	其ノ他身体ニ著シキ障害ヲ存スルモノ 又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シ タルモノ 三五〇圓
遺 族 給 與 金	五〇〇圓

00880

別表第三

種 別	金 額
療 養 給 與 金	實 費
障 害 給 與 金	終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ 一、〇〇〇圓
障 害 給 與 金	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ 七〇〇圓
障 害 給 與 金	其ノ他身体ニ著シキ障害ヲ存スルモノ 又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シ タルモノ 五〇〇圓
打 切 給 與 金	一、〇〇〇圓
遺 族 給 與 金	七〇〇圓
葬 祭 給 與 金	七〇圓

別表第四

健康保險診療報酬點數計算規程

診 察 料

往 診

三十五〇點

一、半里以内ノ往診ニシテ個々ノ場合ハ五點以上(回診ノ如キ
 場合ヲ除ク)ヲ請求シ得ルコト

二、半里ヲ超ユル場合ハ半里又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ三點ヲ加
 フ

三、診 時間一時間ヲ超ユル場合ハ一時間毎ニ三點乃至五點ヲ
 加フ

四、同一家屋ニ二人以上ノ患者アル場合ハ其ノ人数ニ應ジ一點
 宛加算シ初診ノ場合ハ別ニ初診料ヲ加算ス 但シ各患者ト
 モ其ノ傷病方往診ヲ必要トスル程度ノ場合ニ限ル

五、夜間、難路、暴風雨雪時ノ往診ハ各々十割増トス

以上各項ニ謂フ夜間トハ午後九時ヨリ午前七時迄トス 但自己ノ
 表示スル診療時間内ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

藥 治 料

(容器代、第一回ハ〇・五點ヲ請求
 シ第二回以後ハ患者ノ負擔トス)

内服藥 (一劑一日分)	〇・五—
頓服藥 (一回分)	—
含嗽藥 (一劑三百cc乃至五百cc 二日間使用ヲ標準トスルコト)	—
洗滌藥 (同)	—
罌法藥 (同)	—
吸入藥 (同)	—
塗布藥 (一劑十瓦 三日間使用ヲ標準トスルコト)	—
撒布藥 (同)	—
膏藥 (同)	—

坐	藥 (一筒ヲ一劑 一日一劑ヲ標準トスルコト)	一點	腹腔穿刺液検査	二點
點	眼藥 (一劑五瓦 五日間使用ヲ標準トスルコト)	一	ドーグラス氏腔穿刺液検査	二
點	鼻藥 (同)	一	胃液検査	五
點	耳藥 (同)	一	十二指腸液検査	八
文	書料		血液化學的検査	五
處	方箋	三一〇點	尿化學的検査 (定性)	一〇
檢	査料 (診療方針ノ指示ニ 特ニ注意スルコト)		乳汁化學的検査	三
採	取料		血液顯微鏡的検査	五
檢	査料		尿顯微鏡的検査	二
マ	ンツノ氏反應検査	二點	喀痰顯微鏡的検査	二
赤	血球沈降速度測定	二點	糞便顯微鏡的検査	二
(結核ノ場合ノ測定ハ三十日以上ニ一回トス)		滲出物・分泌物・腫瘍内容等ノ検査	三
ワ	ツセルマン氏反應検査	二點	細菌學的培養検査	一〇
フ	ライ氏反應検査	二點	組織顯微鏡的検査	一
ウ	イダール氏反應検査	二	血型検査	一
糞	便潜血反應検査	三	血色素測定	二
腦	脊髄液検査	五	氣管・食道直達鏡検査	三〇
上	頸竇穿刺液検査	二	食道ブジー検査	三
効	々穿刺液検査	二	直腸鏡検査	四

尿	道鏡検査	一〇點	細別ハ注射點數表ニ據ルコト)	
肪	胱鏡検査	二〇	リンゲル液・生理的食塩水注射 (三百cc以上)	一〇
輸	尿管カテテリスミス	二五	葡萄糖液注射 (三百cc以上)	一五
腎	臟機能検査	一〇	アルゼノベンツオール劑注射	二〇
卵	管通氣検査	二〇	ワイル氏病血清注射	二五
視	力・視野・眼底検査	三一五	デフテリア血清注射 (五〇〇〇單位)	三〇
(屈折調節檢定) (眼鏡處法ヲ含ム)		狂犬病豫防注射 (十八回完了)	三五
聽	力検査	二	連鎖狀球菌血清注射	四〇
妊	娠反應動物試験	二〇	破傷風血清注射	四五
レ	ントゲン透視	五	流行性腦脊髄膜炎血清注射	五〇
レ	ントゲン造影劑使用	一〇	(右ニ項腦脊髄腔注射八十點ヲ加フ)	
レ	ントゲン撮影 (フィルム又ハペーパー使用ノ別ヲ記載スベシ)	二〇	腦脊髄腔注射	一〇
フ	イルム使用 (カビネ以下)	三五	カテラン氏硬膜外注射	二〇
(カビネ)	四〇	關節腔穿刺注射	一〇
(ハツ)	四五	切開・外傷治療	三五
ペ	ーパーノ使用ハ前記ノ二割減トス	五〇	外科處置	一五
エ	レクトロカロナゾオグラム	五〇	處置料ハ傷病ノ經過ニ從ツテ遞減スルコト	
注	射料			
(藥名濃度用量號數並ニ皮下又ハ筋肉或ハ靜脈内注射等ノ別ヲ必ズ記入スベシ)			

一、小切開及小外傷	三—五點
處置	
イ、一指趾或ハ之ニ準ズル範圍内ノ切開又ハ外傷創及之ニ準ズルモノ	三點 (一回限り)
治療	
處置	一—二點
ロ、二指趾又ハ前記程度ノ切開外傷ノ二ヶ所ニ及ベルモノ又ハ一ヶ所二種以上ノ切開又ハ外傷創及之ニ準ズルモノ	五點 (一回限り)
治療	
處置	二點
二、中切開及中外傷	六—一五點
處置	
イ、三指趾以上又ハ小切開及小外傷ノ數ヶ所ニ及ベルモノ又ハ一ヶ所三種以上ノ切開又ハ外傷創及之ニ準ズルモノ	六點 (二回乃至五回限り)
治療	
處置	二—三點
ロ、手足及之ニ準ズル範圍ノ外傷又ハ五種以上ノ切開及外傷創及之ニ準ズルモノ	一〇點 (二回乃至五回限り)
治療	
處置	一〇點 (二回乃至五回限り)
三、大切開及大外傷	
處置	
イ、二〇種以上ノ切開及外傷創又ハ創傷ノ深部ニ及ベルモノ	一〇點 (二回乃至一〇回限り)
治療	
處置	八點
ロ、一肢又ハ之ニ準ズル範圍ノ外傷創	一六—二〇點
治療	
處置	六—一〇點
ハ、二肢以上ニ亘ル範圍ノ外傷	三〇點 (二回乃至一〇回限り)
治療	
處置	八—一二點
ニ、全身ニ亘ル範圍ノ外傷又ハ切開ノ大サ深サ數等ノ前記以上	
治療	
處置	八—一二點

ノモノ	
治療	四〇—五〇點 (二回乃至一〇回限り)
處置	一〇—一五點
ハ五點ヲ標準トス	
火傷治療(電撃傷藥物傷ヲ含ム)	
イ、一肢ノ半ニ達セザルモノ	三—一〇點
ロ、一肢ノ大半又ハ全肢ニ亘ルモノ	一〇—二〇點
ハ、半身ニ亘ルモノ或ハ二肢ノ大部ニ亘ルモノ	二〇—三〇點
ニ、軀幹ノ大部或ハ軀幹ノ一部並ニ四肢ニ亘ルモノ	三〇—六〇點
右四種ノ處置五回乃至十五回迄ハ狀況ニ應ジ火傷治療ニ依リ以後ハ外科處置ニ準ズ仍テ其ノ部位廣狹程度傷況等ヲ經過ト共ニ必ズ記載スベシ	
内科處置	一—五點
●皮膚科處置(部位程度ヲ明記スベシ)	
外科處置ニ準ズ但シ全肢又ハ半身以上ニ亘ルモノハ火傷治療ニ準ズ	
●泌尿器科處置	
イ、副睪丸炎處置	一—五點
ロ、膀胱洗滌	二—五點
ハ、攝護腺冷却又ハ加温	一—二點
ニ、攝護腺「マツサージ」	一—二點
ホ、下疳處置	一—二點
ハ、尿道洗滌	一—二點
(急性期間十五日ヲ標準トシテ注射ヲ併用スルコトヲ得)	
ト、後部尿道点滴注入	三
チ、尿道側管治療(二回迄ヲ標準トス)	五
●産婦人科處置	
イ、膣洗滌	一—五點
ロ、子宮腔洗滌(腐蝕處置ヲ含ム)	一—二點
ハ、其ノ他ノ處置ハ外科處置ニ準ズ	三—五點
●眼科處置	
イ、洗眼點眼	一—五點
ロ、蒸氣療法	一—二點
ハ、熱氣療法	一
ニ、結膜結石除去	二—三點
ホ、結膜下注射(洗眼ヲ含ム)	三—五點
ヘ、卷軸帶ヲ必要トスル處置	三—五點
ト、其ノ他ハ外科處置ニ準ズ	二—五點

上頸骨切除術	四〇〇—七〇〇
下頸骨切除術	三〇〇—五〇〇
下頸骨骨折手術	四〇〇—二〇〇
下頸骨脫臼整復術	五—一〇
齒槽突起腫瘍手術	一〇〇—一〇〇
舌摘根治手術	三〇〇—六〇〇
蝦蟇腫切開術	一〇〇—五〇
拔齒術	五〇—一五〇
頸腺結核剝出術	三—五
耳下腺腫剝出術	二〇—二五〇
頸靜脈結紮術	一〇〇—二〇〇
(斜頸手術)(固定ヲ含ム)	一五〇—二〇〇
上喉頭神經アルコール注射	一〇—二〇
頸部悪性腫瘍剝出術	一〇〇—二〇〇
甲狀腺腫手術	二〇〇—五〇〇
同横隔膜神經捻除術	一〇〇—一五〇
氣管縫合術	一〇〇—一五〇
食道外切開手術	一五〇—三〇〇

胸部

鎖骨骨折固定術	一〇—二〇
肋骨骨折固定術	一〇—二〇
肋骨切除術	五〇—二〇〇
肋膜穿刺術	一〇—三〇
人工氣胸術(レントゲン検査共)	二〇—五〇
肺膿瘍手術	二〇〇—三五〇
肺腫瘍剝出術	五〇〇—八〇〇
胸廓整形術	一五〇—六〇〇
乳腺腫瘍剝出術	五〇—八〇
同乳腺悪性、腫瘍根治術(轉移淋巴腺剝出ヲ含ム)	二〇〇—六〇〇
脊椎破裂手術	二〇〇—三〇〇
脊椎脫臼整復術	二〇—一〇〇
脊椎・骨盤觀血の手術	一五〇—三〇〇
腰部・股動脈周圍交換神經節切除術	一〇〇—二〇〇
脊椎ギブス纏帶	一〇〇—二〇〇
ギブス牀	一〇〇—一五〇
脊髓硬膜切開術	二〇〇—三〇〇

腹部 (但シ泌尿器性器ハ別項トス)

腹水穿刺術	二〇—四〇
人工氣腹術	二〇—四〇
診斷的開腹術	二五〇—四〇〇
タルマ・ド・ラモン氏手術	二五〇—四〇〇
胃切開術	三〇〇—四〇〇
胃切除術	五〇〇—八〇〇
胃造瘻術	三〇〇—四〇〇
胃腸吻合術	三〇〇—七〇〇
腸固定術	二五〇—四〇〇
腸切除術	四〇〇—七〇〇
腸切開術	三〇〇—四〇〇
腸吻合術	三〇〇—五〇〇
破裂腸管縫合術	三〇〇—六〇〇
同腸閉塞症手術	三〇〇—五〇〇
腸瘻閉鎖手術	二五〇—四〇〇
腸管癒着剝離術	二五〇—四〇〇
迴盲部腫瘍切除術	四〇〇—八〇〇
蟲樣突起切除術	二〇〇—四〇〇
蟲樣突起周圍膿瘍切開術	一五〇—三五〇

點

點

腸間膜損傷手術	二五〇—四〇〇
急性穿孔性腹膜炎手術	二五〇—五〇〇
結核性腹膜炎手術	二五〇—四〇〇
高位直腸瘻手術	二〇〇—三〇〇
直腸瘻剝出術	四〇〇—八〇〇
人工肛門造置術	二五〇—三五〇
肝臟外傷手術	三〇〇—五〇〇
肝臟膿瘍手術	三〇〇—五〇〇
肝臟腫手術	三〇〇—五〇〇
膽囊剝出術	五〇〇—八〇〇
膽囊造瘻術	三〇〇—四〇〇
膽石手術	四〇〇—八〇〇
横隔膜下膿瘍手術	二〇〇—四〇〇
急性脾臟炎手術	三〇〇—五〇〇
脾臟腫瘍剝出術	四〇〇—八〇〇
脾臟剝出術	三〇〇—五〇〇
(ルニヤ根治手術	一〇〇—二五〇
痔核注射	二—五
痔核・痔瘻・脱肛根治手術	二〇—一〇〇

四 肢

直腸・肛門周圍膿瘍手術	一〇一八〇	手足骨剔出術	二〇一四〇
瘻管手術 (皮下)	六二一五	指趾關節離斷術	一〇一三〇
風棘手術 (骨ニ及ブモノ)	一五一二五	(指趾畸形手術)	二〇一五〇
(腋臭手術)	一五一二五	鼠蹊腺腫剔出術	二〇一六〇
腋窩淋巴腺腫剔出術	五〇一〇〇	アヒレス腱縫合術	三〇一〇〇
四肢脫臼整復術	一〇一五〇	アヒレス腱切斷術	一五一一三〇
四肢ギプス繃帶	一〇一五〇	ガングリオンヒゲローム剔出術	一〇一三〇
四肢骨折整復固定術	五〇一五〇	眼	
四肢切斷術 (部位ヲ明記スベシ)	二〇一五〇	眼瞼手術	一〇一二〇
四肢關節切除術	一五〇一二五〇	睫毛電氣分解術	五一二〇
四肢關節離斷術	一五〇一二五〇	麥粒腫手術	二一一〇
關節離斷術	一五〇一二五〇	霰粒腫手術	三一一六
(先天性關節脫臼手術)	一〇〇一五〇	トラホーム手術 (術式記入スベシ)	三一一六
股關節離斷術	二〇〇一三〇〇	眼異物除去術 (結膜異物)	一〇一〇〇
急性化膿性股關節炎切開術	四〇一八〇	翼狀贅片手術	一〇一五〇
急性化膿性膝及足關節炎切開術	二〇一三〇	淚管擴張術 (洗眼ヲ含ム)	二一五
足關節離斷術	一〇〇一五〇	淚器 術	二〇一〇〇
		結膜囊成形術	一〇一〇〇
		淚管擴張術 (洗眼ヲ含ム)	二一五
		淚器 術	二〇一〇〇

眼球手術	二〇一五〇	鼻中隔粘膜炎下切除術	三〇一〇〇
角膜潰瘍手術 (燒灼)	二〇一三〇	下中甲介切除、鼻茸手術	一〇一三〇
前房穿刺術	一〇一二〇	鼻咽腔慢性腫瘍手術	一〇一五〇
虹彩手術	三〇一〇〇	鼻咽腔惡性腫瘍剔出術	一〇〇一五〇
前房・虹彩異物剔出術	五〇一五〇	鼻腔副鼻腔惡性腫瘍剔出術	四〇〇一七〇
綠内障手術 (術式記入スベシ)	五〇一二〇〇	上頸蓋蓋膿症根治手術	二〇一八〇
白內障手術	一五〇一四〇〇	上頸蓋蓋膿症根治手術	一〇〇一二〇〇
後發性白內障手術	五〇一八〇	前頭蓋蓋膿根治手術	一五〇一二〇〇
硝子體內異物剔出術	一五〇一二〇〇	扁桃腺切除術	一五一一五〇
眼球內容除去術	七〇一五〇	扁桃腺剔出術	三〇一〇〇
眼球剔出術	一〇〇一二〇〇	扁桃腺周圍膿瘍手術	五一一三〇
眼窩手術	三〇一二〇	扁桃腺周圍膿瘍手術	五一一三〇
眼窩惡性腫瘍根治手術	一五〇一三〇〇	咽頭異物剔出術	二一五
耳、鼻、咽 喉		咽後膿瘍切開術	五〇一八〇
鼓膜切開術	五一一五	咽頭異物剔出術	一五一一五〇
慢性中耳炎根治術	二五〇一五〇〇	喉頭內手術	一〇〇一五〇
乳嚔突起鑿開術	二〇〇一三五〇	喉頭・氣管切開術	七〇一五〇
耳科の頭蓋腔内手術	三〇〇一六〇〇	咽頭全喉切開術	三〇〇一五〇〇
耳後瘻孔縫合術	二〇一八〇	氣管内注入術	二〇一五〇
衄血止血術	三一五		

00891

泌尿器・性器	一五—五〇點	膀胱內手術	一〇〇—二〇〇點
嵌頭包莖手術		膀胱破裂手術	二〇〇—三〇〇點
陰莖患性腫瘍根治手術(轉移淋巴腺剔除ヲ含ム)	一五〇—三〇〇	膀胱全剔除術	二五〇—三〇〇點
陰囊水腫穿刺	三〇—二〇〇	腎臟周圍膿瘍手術	二五〇—三五〇點
陰囊水腫根治術	八〇—一五〇	腎臟被膜剝離術	二〇〇—三〇〇點
睪丸剔除術	一〇〇—二五〇	腎臟切開術	二〇〇—三五〇點
副睪丸切除術	一〇〇—二〇〇	腎臟結石剔除術	三〇〇—五〇〇點
(輸精管切除術)	一—五	腎臟剔除術	四〇〇—六〇〇點
尿道プージー挿入術	五—一〇	外陰部切除術	一〇〇—二〇〇點
尿道手術(内切開)	二〇—三〇	會陰裂創縫合術	一〇—一〇〇點
尿道手術(外切開)	五〇—一〇〇	陰・會陰又ハ子宮頸管整形術	五〇—二〇〇點
尿瘻手術	五〇—一〇〇	子宮腔上部切斷術	一〇—一五〇點
尿道膀胱直腹膿瘍手術	二五〇—三五〇	子宮腔上部切斷術	三〇〇—五〇〇點
攝護腺膿瘍切開術	二〇—五〇	子宮息肉樣筋腫腔式剔除術	三〇—一〇〇點
攝護腺剔除術	四〇〇—六〇〇	ドーグラス腔膿瘍腔内排膿手術	五〇—一八〇點
膀胱穿刺術	二〇	子宮出血止血處置(分娩外)	一〇—二〇點
膀胱碎石術	一〇〇—二〇〇	子宮内膜搔爬術	二〇—一八〇點
膀胱結石會陰剔除術	一五〇—三〇〇	完全子宮脫手術	二〇〇—三五〇點
膀胱結石腹式手術	二五〇—三五〇		

00892

(子宮屈傾手術)	一五〇—二〇〇	胞狀鬼胎除去術	五〇—一五〇
子宮惡性腫瘍腹式全剔除術	四〇〇—八〇〇	(人工妊娠中絶術)	五〇—一五〇
(輸卵管結紮術)	二五〇—三〇〇	メトロイリゼ	五〇—一五〇
子宮又ハ附屬器腫瘍剔除術	二五〇—五〇〇	難部	
腹式骨盤内排膿手術	二〇〇—三〇〇	骨折(複雜ヲ含ム)觀血手術	二〇〇—三〇〇
附屬器癒着剝離手術	二五〇—五〇〇	大 腿	二〇〇—三〇〇
外廻轉術	五—一〇	上膊、前膊、下腿	一〇〇—二〇〇
内及雙合廻轉術	三〇—一〇〇	其ノ他	二〇—一八〇
骨盤位挽出術	六〇—一〇〇	骨髓炎手術(膿瘍ノ單ナル切開ハ切開外傷治療ニ準ズ)	五〇—一五〇
鉗子分娩術	四〇—一〇〇	流注膿瘍穿刺排膿術(藥液注入ヲ含ム)	一〇—二〇
穿顱挽出術	七〇—一五〇	良性皮膚腫瘍剔除術	一〇—一五〇
斷頭挽出術	七〇—二〇〇	動脈瘤手術	二〇〇—三〇〇
截胎挽出術	七〇—一五〇	神經縫合術	三〇—一五〇
帝王切開術	三〇〇—六〇〇	縫合術	一〇—一三〇
分娩時子宮出血止血法	一〇—一〇〇	植皮術(表皮皮膚瓣)	三〇—一〇〇
胎盤用手剝離術	三〇—一〇〇	輸血術(血液料ヲ含マズ)	六〇
分娩時陰門側切開縫合術	五—一三〇		
分娩直後頸管裂傷創縫合術	五〇—一〇〇		
子宮外妊娠手術	三〇〇—六〇〇		

健康保險診療報酬請求指針注射點數表

イ、健康保險診療報酬請求指針トシテ注射料ハ必ズ本表ニ依ル

オキシシアン水銀	100cc	九	一〇	點
例 クレスピン	40%	五〇cc	六	七
ハシルエシン	50%	二〇cc	五	六
鹽化リルシウム液	30cc	六	七	
鹽酸エビレナミン液	50cc	八	九	
例 アドネフリン	1cc	(筋)	二	
ボスミン	2%	(皮)	三	
鹽酸フクジンソ	3%	(靜)	三	
エビレナミン「モーリス」	20cc	(靜)	四	
オボレニン				
鹽化アトリナリン				
ズブラレニン				
シムメナリン				
減菌ゼラチン液	100cc	九	一〇	點
鹽酸ロベリン	0.3%	二〇cc	七	
例 アトムラチン	1%	一cc	九	
ロベリン	2.5%	五cc	五	
硫酸マグネシウム	10%	二〇cc	六	
例 マグロール	10%	一cc	九	
鹽酸モルヒネ	5%	一〇cc	四	
ブロムナトリウム	10%	一〇cc	四	
例 ブロソジン	10%	一〇cc	四	
クエンサンソド	2cc	(靜)	四	
例 ビトクゾール	1.0cc	(靜)	七	
チオナチン	1.0cc	(靜)	四	
チオ硫酸ソド	2.0cc	(靜)	五	

例 デトキソール	1cc	(皮)	三	二點
カンフル油	1cc	(皮)	三	
鹽酸ババベリン	1cc	(皮)	七	
例 ババベール	1cc	(皮)	二	
ババベリン	2cc	(筋)	四	
フェノバルビタール	1cc	(皮)	三	
例 ルミナール	5cc	(皮)	四	
鹽酸ピロカルピン	2cc	(筋)	四	
ピラビタール	1cc	(皮)	二	
例 グレラン	2cc	(筋)	四	
ナール	1cc	(皮)	三	
ピラグエリン	5cc	(皮)	四	
硝酸ストリキニーネ	2cc	(皮)	三	
スルファミン	1cc	(皮)	二	
例 白色アクチゾール	20cc (5%) (靜)		一〇	
ゲリゾン	20cc (3%) (靜)		七	
ルジール	20cc (3%) (靜)		七	
テジポール	1cc	(筋)	三	
ニプロン	1cc	(筋)	三	
ボンヂール	1cc	(筋)	三	
プロナール	1cc	(筋)	三	
例 テオフィロール	1cc	(筋)	三	五點
テオフィロリン醋曹液	1cc	(筋)	三	
例 テオチゾール	1cc	(筋)	三	
アビタン	1cc	(筋)	三	
スルピリン	1cc	(筋)	三	
例 ノバボン	1cc	(筋)	三	
ノバルギン	1cc	(筋)	三	
ビレチン	1cc	(筋)	三	
ボンヒリン	1cc	(筋)	三	
テオフィロール	5cc	(靜)	五	
例 テオチゾール	10cc	(靜)	七	
アビタン	10cc	(靜)	七	
葡萄糖及轉化糖製種	20cc		五	
化學名別注射劑	50cc		七	

00897

例	トロカローゼ	100cc	九點
	ザルソプロカローゼ		
	ピオザリン		
	葡萄糖カルシウム注射液		
	葡萄糖リンゲル液		
	葡萄糖安那加注射液		
	チヤンテロン・エー		
	チヤンテロン・ビー		
	第一カルシウム糖液		
	デキストロペリン注射液		
	デキスト安那加		
	インベル注射液		
	イベトン		
	カンデニン「トリキ」		
	クロデキシシ		
	カンフル葡萄糖注射液		
	ロデノン・カルシウム		
	ロデノン・ザルツ		
	カンフル・ロデノン		
	ブロス・ロデノン		
	滅菌葡萄糖カルシウム注射液		
	リンゲル葡萄糖液		
	三共カルシウム葡萄糖注射液		
	サルトロン		
	タウトロン		
	「萬有」トローカノン		
	ユクロミン		
	ウロトロブカローゼ		
	ビタルモン葡萄糖リンゲル液		
	ビタゲン		
	ビタゲンカルシウム		
	オキシ及オキシカンファア製劑	1cc (皮、靜)	三點
例	ビタカンファア	2cc (皮、靜)	四點
	理研カンフェナール		
	カマフェトン		
	カンフ・オキシシ		
	ネオカンファア「モーリス」	1cc (皮)	三點

00898

例	アウトカンファア	1cc	三點
	カロナジン		
	カルノドール		
	カムペロール		
	カムステリン注射液用油劑		
	ガタミン		
	ガタフォリン		
	無痛カンフル注射液		
	水性カンフル		
	カゼイン	1cc (皮)	三點
例	エリオザン	1cc (皮、靜)	三點
	チキタリス葉製劑		
例	チガーレン		
	チキヘルトン		
	チギトザン		
	チギタミン		
	チギラニド		
	チギフォリン		
	パンギタール		
	ストロファンチン製劑	1cc (靜、皮)	三點
例	ウアバニン		
	ストロファンチン注射液		
	ストロファンチン		
	ストロファントローゼ		
	ビタミンB製劑	50單位 (皮)	三點
		250單位 (皮)	四點
		500單位 (皮)	五點
		1000單位 (皮)	六點
		2000單位以上	一〇點
例	アペリービーイチ		
	ベネルビツト		
	ベタキシシ		
	ビタコリン		
	エビオス結晶液		
	メタボリン		
	オリザニン結晶液		
	ネオ・パラヌトリン		
	ビタミンB製劑	1cc (皮)	三點

例

- アベリール
- ベリベロール注射液
- ネオビタニン
- ネオ・ネオ・コロン
- エビオス注射液
- ネオコーゲン
- ハシグイタピン
- ホーデン
- マルタミン
- ミゾホニン
- ネオ・ウリヒン
- ノキビタ
- オルトベリン
- ストリミン
- パラヌトリン
- ビゾール
- ビタルモン
- グイタミノール

三 CC (皮) 四點
 五 CC (皮) 五點

- ベ・ビタン
- 強力ウリヒン
- ビーフル
- ビタミンC製劑

一 CC (皮) 三點
 二 CC (皮) 八點
 五 CC 以上 (糖) 一〇點

例

- アスコルチン
- アスコイル
- シーフル
- レドキシソ
- ビタシミン
- ビトン
- ウロトロピン製劑
- アムフォトロピン
- ウロトロ・プロカノン
- ウロトロ・プロデキシソ
- ウロトロ・プロベトン「フタバ」
- カルベン
- ネオチスチール
- ネオサミン

一〇 CC 二〇 CC (糖) 五點

ゴノザリン

- ヘサチラミン
- ネヤヘサチラミン
- ヘキサノン
- ヘキサチン「フタバ」
- ヘキサトロピン
- イクラミン
- サヨフラミン
- サリトロピン
- ウロカンフ
- ウロサミン
- ウロテナミン
- ウロチラミン
- ハシゴノール
- ヘサトロピン「モーリス」
- チフェラミン
- ウロトロプロカローゼ
- アクリジン色素製劑

五 CC 四點
 一〇 CC 五點
 二〇 CC 六點

例 イペラピン・ロヂノン

- パンセカール
- トリハロミン糖液
- トリバカール
- クノカフラビン
- コノフラビン
- ピオゲノール
- エフエドリン製劑
- 例 カルヂアゾール・エフエドリン
- エフエドナリン
- エフエブトール
- エフババアトロピン
- スプネフリソ
- タカステンアトロピン

一 CC (皮) 三點

麥角製劑

- 例 クラビプリソ
- 滅菌エルゴチン注射液
- エルゴブトール
- グラウイトール

〇・五 CC (筋) 五點
 一 CC (筋) 六點

00901

ギネルゲン			
ハシエルゴツト			
ルタミン			
ゼカコルニン			
ゼカルチン			
テノシン			
例 コンゴロート製劑	一〇〇	(靜)	六點
例 コアグロート			
ノザギー			
ロテオール			
トロンポロート「三研」			
ヨード製劑			
例 スベチヨード	五	(靜)	三點
ヨードタカローゼ	一〇	(靜)	四
「ネオ」ヨシザリン	二〇	(靜)	四
ヨチカノン	三〇	(靜)	五
ヨードカルシウム注射液			
複法ヨードカーシューム注射液			
滅菌ヨードカルシウム注射液			
サリチル酸製劑			
(1) サリチル酸カルシウム製劑	二〇〇	(靜)	四點
二五〇			
例 アルレスチン			
バストリジン			
プロイニン			
サリチル酸カルシウム注射液			
タカモール			
(2) サリチル酸ソーダ製劑	二〇〇	(靜)	四點
一〇〇		(筋)	三
例 いはしやザルプロ			
ザルプロ(ザルソープローカーゼ)			
ザルソプロデキシシ			
ザルソプロベトン			
サリソ・カルチコール			
カンポリジン			
カビラルサン			
デノロン			

00902

ロイミン			
ザルソプロカノン			
例 アムネジン	二〇	(靜)	三點
下バルビン	五〇	(靜)	四
チラウヂツト	二〇	(靜)	三
モルダイン	一〇	(靜)	四
バトラール	二〇	(靜)	四
ババベール	一〇	(靜)	四
ババベリン	二〇	(靜)	四
バビナール	三〇	(皮)	二
バビナール・バパウエリン			
バビナール・アトロピン			
バビナール・スコボラミン			
ルナー			
スミドール			
パントポーン・スコボラミン			
パンオピン・アトロピン			
パンオピン・スコボラミン			
マンナーアトロピン			
ナルコボン・ババベリン			
ナルコボン・アトロピン			
ナルコボン・スコボラミン			
鹽酸モルヒネアトロピン			
アトロモルヒン			
アトモル			
モルヒネ・アトロピン			
モナアト			
モナスコ			
モヒトロピン			
モヒアト			
スバスマルギン			
キニーネ製劑			
一〇〇		(筋)	三點
二〇〇		(筋)	三
三〇〇		(筋)	四

00903

例	インドラミン	五cc	(靜)	六點
	ブラスモヒン			
	ブノイノン			
	キナボン			
	トウカキニン			
	亜硝酸鹽製劑		(皮)	四點
例	ヒポトベリ			
	ネオヒオトベリ			
	ハセスロール			
	ネオヒポトニン			
	ネオヒポアポ			
	グルコンサ酸石灰	二cc	(皮)	二點
		五cc	(皮)	三點
		一〇cc	(靜)	四點
		二〇cc	(靜)	五點
例	カルチコール			
	カルシウム「サンバ」			
	萬有グルコンサ注射液			
	サンガール			
	ミオカール			
	例			
	ヨセジール			
	タケダ硅酸注射液			
	エドストリン			
	シリナール			
	ヨケソ			
	マグネシウム製劑	五cc	(靜)	五點
		一〇cc	(靜)	五點
		二〇cc	(靜)	六點
例	デキマゲ			
	高張マグネソール			
	マグアトン			
	マグブロン			
	マグミニン			
	マグネソール			
	マグラビン「リミット」			
	マグロールアンナカ			
	マグネカロリン「モリス」			
	スチグリン			

00904

	ダドワゲン			
	蒼鉛製劑			
例	ベルビスモール	一cc	(筋)	三點
	トリビスミン	二cc		
	チオビス			
	カスビス			
	レズンビス			
	蒼鉛エレクトロイド			
	ネオ・オレザール			
	サンビス			
	ギフロン			
	ミラノイエン			
	ジフローゼ			
	ピストラン			
	「萬有」ネオピストラン			
	ピスマラール			
	ビスノミン			
	ビスコロゲン			
	ピスアルゼン			
	アンチモン製劑	一〇cc	(靜)	五點
		二〇cc		
	例			
	アンチモナール			
	アポトール			
	ミルス・アンチモン			
	スチブナール			
	フエーテルカルボン酸化合體製劑	一〇cc	(靜)	一〇
例	アトフアニール			
	エリコン			
	キトーザン			
	水銀製劑			
例	イグロシン	五cc	(筋)	五
	イマミコール	一cc	(筋)	三
	ネオイマミコール			
	ルエヒノン			
	ネルケガン			
	ノブアズロール	五cc	(靜)	六

銀製劑

ザリールガン	二cc	(筋)	四點
ヒギトール	五cc	(筋)	四點
例 アルゴエレクトロゾール			
銀エレクトロイド			
エレクトラルゴール	一cc	(皮)	三

河豚毒製劑

例 ヘバトキシシ			
テトロドトキシシ	一cc	(筋)	三

蟻酸製劑

例 アマイジン			
ピカルミン			
フォルミドール			

藥効別注射

鎮靜・鎮痛劑

例 アロムイベトン	二〇cc	(靜)	五點
ロヂプロミン	一〇cc	(靜)	五
ベルノクトン	二・二cc	(皮)	一〇
チバアルギン	二・二cc	(皮)	八
ネオモルダイン「トリキ」	一cc	(皮)	三

鎮痙劑

ザルソグレラン	二〇cc	(靜)	六點
プロムグレラン	二〇cc	(靜)	六
セフアドール	三cc	(皮)	五
プロームタカローゼ	二〇cc	(靜)	五
三共プロコース	二〇cc	(靜)	五

例

ベカイン	一cc	(皮)	三
ルミトロピン	一cc	(皮)	三
オイトルミン	二cc	(皮)	四
ラウミン	一cc	(皮)	二
ラウミンスコホラミン	二cc	(皮)	四
ノイラルジン	一〇cc	(皮)	五

強心劑

例 ロデアリン	一cc	(皮)	三
ニコルミン	二cc	(皮)	四
ニコチラミン	一cc	(皮)	四
	二cc	(皮)	三

流感・肺炎治療藥

例 ヒニン・カルチコール	一cc	(皮)	三
プロタリス	二cc	(皮)	五
アクトコール	一cc	(皮)	三

カンペロール

ヒニドリン	一cc	(靜)	四
-------	-----	-----	---

ヒネロン	一cc	(皮)	三
------	-----	-----	---

グレプチン	一cc	(皮)	三
-------	-----	-----	---

非特異性刺戟劑

例 エナジン	一〇%	(皮)	七
エルスチン	一cc	(皮)	五
ムルチン	一cc	(皮)	三
オガルヂン	二cc	(皮)	四
オムニン	一cc	(皮)	三

治淋藥

カミニーゲン	一〇cc	(靜)	五點
オムソール	二〇cc	(靜)	五
オムナヂン	二〇cc	(靜)	五
オムスタリン	二〇cc	(靜)	五
スチミン	二〇cc	(靜)	五
アニマチン	二〇cc	(靜)	五
デファイバー	二〇cc	(靜)	五

例

皮膚疾患及貧血治療藥(砒素含有劑)

ネオゴノスターゲン	二〇cc	(靜)	五
ネオアンチゴノシン	二〇cc	(靜)	五
ネオスターゲン	二〇cc	(靜)	五
エビリーゼ	二〇cc	(皮)	八
ウロトロ・プロセプチン	五cc	(靜)	五
ゴノカール	二〇cc	(靜)	五
ゴノプロカノン	二〇cc	(靜)	五
例 ソラルソン	二cc	(皮)	三
アルソジン	一cc	(皮)	三
アルソパール	二cc	(皮)	三

00907

アルジモン
ロイマチス治療薬
例 ミアルギン
鹽酸シノメニン
オトギニン
ロイマトールA
ロイマトールB
ダンケルン
ノイロマチン
デスカロール
モクソール

二・五cc

(皮)

四點

例 トロンボゲン
トロンプリン
クラウデン

二・五cc

(靜)

九

止血薬
(1) 肺・脾組織成分抽出

二・五cc

(靜)

九

例 オボスタチン
スプレノゲン
スプレニン
ホルネフリン
リエナリン
ブルトリン「メイジ」
ネオトロンプリン
血液リポイド類

一〇cc

(靜)

七

例 コアクレイン
骨及骨髓
例 メズラン
ゼラチン類
例 アナフトールゼラチン
アナフトールヨード
カルシウム鹽
例 アナプチン
クローナトリウム類
例 カセイド
クロナカール
クロノトール

二・五cc

(靜)

七

三・三cc

(皮)

五

二・五cc

(皮)

四

二・五cc

(皮)

三

00908

例 化学物質

例 イルメリン
ルタミン
チバ・エビネフリン

一cc

(皮)

三點

一cc

(皮)

八

一cc

(皮)

三

喘息治療薬
例 アスモン
アストマトリン
アストモリジン
アンダストール
レフリン
ツシアスト
ビツレニン

一cc

(皮)

三

一cc

(皮)

一〇

一cc

(皮)

八

一cc

(皮)

四

一cc

(皮)

四

高血壓治療劑
(1) 化学性分
例 ノイザール

二〇cc

(靜)

六

(2) 磁器製劑ヲ主トスルモノ
例 タウローゲン

五cc

(皮)

六

腸アトニー治療薬
例 エスモゲル
プロスチグミン「ロシユ」
トネフィン
ワゴスチグミン
ダトールゲン
ペリスタルチン

一cc

(皮)

五

胃及十二指腸潰瘍治療薬
例 イス・ウルフス
オクチヌム
ゲシユウリン
サノスチヂン

一cc

(筋)

三

一cc

(筋)

五

一cc

(筋)

三

外科後處置料	洗滌塗布 二、二點 タンボン交換 三、五點 其ノ他 五、五點	口腔内消炎手術後處 置ノモノ 前記以外ノタンボン 交換 骨髄炎、骨膜炎、蜂 窩織炎ノ後處置ノ場 合
齒槽膿漏	手術一頭一回 七點 付置一頭一回 二、二點	浸潤麻醉ヲ含ム
拔牙	一齒 九點 付埋伏智齒 七點 付埋伏智齒 二、五點	拔牙ニ附隨スル麻酔 ノ當日ニ於ケル前後 ノ處置ヲ含ム
充填	付一齒ニ付 四點 付一齒ニ付 九點 付一齒ニ付 一五點	裏裝及隔壁ヲ含ム
脫離金冠裝着	一齒ニ付 九點	
金屬冠裝着	一齒ニ付 九點	
脫離繼續齒裝着	一齒ニ付 九點	
ゴム床義齒	一床一齒ニ付 一四點	一齒ヲ増ス毎ニ 七點【郡部】
代用金屬鈎	一個ニ付 一〇點	保險院社會保險局ニ 於テ承認ヲ經タル不 銹鋼ヲ使用スルモノ トス
陶齒冠繼續齒	一齒ニ付 三六點	

白齒代用金屬冠	一齒 九〇點 二付 大白齒 七五點 小白齒 七五點	保險院社會保險局ニ 於テ承認ヲ經タル銀 用スルモノトス
ゴム床骨折修理	一五點	
ゴム床義齒修理	陶齒再使用ノ 場合一齒ニ付 七點	一齒ヲ増ス毎ニ 三、五點【郡部】
金鈎修理	一個ニ付 九點	
金冠修理	一齒ニ付 三〇點	
代用金屬鈎修理	一個ニ付 三點	
代用金屬冠修理	一齒ニ付 二〇點	
丙服藥	一日分 一、五點	容器ヲ必要トスル場 合ハ一回ニ限リ一點
頤服藥	一回分 一點	
含嗽藥	四〇〇瓦ニ付 一、五點	ヲ請求シ、第二回以 後ハ患者ノ負擔トス
罷法藥	四〇〇瓦ニ付 一、五點	
處方箋	三點	
繃帶材料	簡易ナルモノ 三點 三角巾ヲ使用スルモノ 五點 卷軸帶ヲ使用スルモノ 六點	

別表第六

處方箋ニ依ル調劑藥價協定書

簡易保險局長ト日本藥劑師會長トノ間ニ締結セル協約書第四項ニ
ヨル調劑藥價及容器代ヲ協定スルコト左ノ如シ

一、調劑藥價

種類	用量	調劑藥價	調劑藥價內釋	摘要
一、水散劑	一日分	金五錢	金五錢	但シ水散劑ニ限リ 從前ノ協定藥價ガ 本協定以下ノモノハ 當分ノ内從前ノ藥 價ニ依ルコト
一、浸煎劑	一日分	金五錢	金七錢	既製品ヲ處方セラ レタル場合ハ一日 分拾錢トス
一、膠囊劑	一日分	金五錢	金七錢	
一、錠劑	一日分	金五錢	金七錢	
一、傾服劑	一包	金七錢	金四錢	
一、液劑	五百瓦迄	金五錢	金五錢	
一、點劑	五百瓦迄	金五錢	金七錢	
一、撒布劑	十瓦	金四錢	金四錢	
一、塗布劑	十瓦	金四錢	金四錢	
一、點耳劑	十瓦	金四錢	金四錢	
一、膏劑	十瓦	金四錢	金四錢	

一、尿道劑	三十瓦	金七錢	金八錢	尿道洗滌劑ハ液劑 下同シ
一、座球劑	一個	金六錢	金參錢	三個以上ノ場合ハ 一個ニ付藥價參錢 トス 但シ三個以上ノ 場合ハ一個五錢ト ス

但シ調劑藥品綜合計ガ規定ノ藥品原價ヲ超過スル場合ハ別
ニ協定シタル原價表ニヨリ之ヲ加算ス

例ハ、水、散劑ニ於テ其藥品原價合計金七錢ノ場合ハ、手数料ヲ
加算シ一日分拾錢トナル

二、容器代ハ左ノ如ク定ム但シ本契約期間内ニ於テ其ノ公定價格
設定サレタル場合ハ之ニ依ルモノトス

一、液劑瓶 五百瓦入 金拾錢 一、尿道注 三十瓦入 金六錢

一、投藥瓶 二百瓦入 金八錢 一、點眼瓶 十瓦入 金拾錢

二百瓦入 金拾參錢 一、膏劑入 十瓦入 金六錢

四百瓦入 金拾五錢

三、藥品原價表ハ簡易保險局ト日本藥劑師會トノ間ニ協定シタル
モノニヨル藥品原價ハ別表第一號ニ依ルモノトス但シ同表記載
ノ藥品ト雖本契約期間内ニ於テ其ノ公定價格定サレタル場合ハ其
ノ公定價格ノ卸賣價格ニ四割ヲ加算シタルモノヲ以テ原價トス

四、本原價表ニ記載ナキ藥品ハ其卸賣時價ニ四割ヲ加算シタルモ

00913

ノヲ原價トス

五、既製藥品ヲ容器ノマ、給付スル場合ハ

【A】 定價、A價又ハ協定價アルモノハ之ニ據ル

【B】 上記ノ定メナキモノハ局方品ハ卸賣時價ニ二割五分、

局方外品ハ同ジク二割ヲ加算シタルモノヲ以テ賣價ト

ス、但シ地方ノ事情ニ依リ本原則ニ遵フコト困難ナル

場合ハ當該道府縣藥劑師會長ニ於テ關係當局ト協議ノ

上別ニ算出法ヲ定ムルコトヲ得、此場合道府縣藥劑師

會ハ其都度日本藥劑師會ニ通知シ承認ヲ得ルモノトス

參考 第五項【A】ノ内A價トハ小賣賣價、協定價トハ地方

ニ於テ協定セル價格ナリ

別表第一號

藥品原價表 (括弧内ハ特ニ示スモノ、外ハ一瓦ノ價格ヲ表示ス)

△ハ劇藥

△ハ毒藥

藥品名

價格 (錢單位)

【イ】

イカイヨヂン

二・二九

イヒチオールスルホン酸

〇・六

アンモン(イヒチオール) (局)

〇・一

硫黃華 (昇華硫黃)

〇・一

【ロ】

〇ロートチンキ (局)

一・三

〇ロートエキス (局)

三・六

〇ロートエキス (五倍用)

一・五

〇ロートエキス (二〇倍用)

〇・九

〇ロダンデウカルチン

六・〇

〇ロデアリン末

一五・七

〇ロデアリン液

一・六

〇ロデアリン末 (五倍用)

三・四

【ハ】

パバヨスターゼ (パバイアーゼ)

四・二

〇バルビタール (ヴェロナール) (局)

七・二

パラストリン末

二・九

パラメトリン液

一・二

〇バクチ水

〇・一

白色アクチゾール

一三・六

白色ワセリン (局)

〇・二

ハセスロール

四・八

バンクレアチン (局)

四・七

パンタターゼ

六・七

00914

〇パンギタール末

四・七

〇パンギタール液

四・七

〇胡椒チンキ (局)

〇・九

〇白陶土 (局)

〇・一

〇白糖末 (局)

〇・二

〇白降汞 (局)

三・七

〇蜂 蜜 (局)

〇・二

〇薄荷腦 (局)

四・七

〇薄荷油 (局)

二・三

〇薄荷水 (局)

〇・一

〇麥 角 (局)

一〇・三

〇麥角流動エキス (局)

一一・八

【ニ】

〇乳 糖

〇・五

〇乳酸石灰 (局)

〇・六

〇乳酸石灰 (三共)

一・二

〇乳酸鐵 (局)

一・八

【ホ】

〇ポリタミン液 (單味)

一・二

〇ポリフェルミン

二・七

〇ポリゲモール

五・六

〇ホルマリン (局)

〇・二

〇ボンジール

一一・九

〇芒硝(硫酸ナトリウム) (局)

〇・一

〇ボマトン

二・〇

〇ホマコイン

一六・〇

〇ホミカチンキ (局)

一・三

〇ホミカエキス (局)

四・二

〇ホミカエキス(一〇倍用)

一・〇

〇ホスカルビン

〇・二

〇ボスミン

七・〇

〇ボンピリン・キニン

一九・三

〇芳香アンモニア精 (局)

〇・七

〇硼 酸 (局)

〇・一

〇硼 砂末 (局)

〇・一

〇抱水クロラール (局)

一・七

〇抱水テルペン

〇・五

【ヘ】

〇ペロセチン

一〇・五

〇ベチン

二・四

00915

ベリベロール末	三・九	豚 脂 (局)	〇・四
ベリベロール液	一・一	【チ】	
純ベリベロール	四七六・〇	チガーレン	八・九
ベルガモット油 (局)	二・六	△チソメアル	三一・六
ペルーバルサム (局)	二・九	○チウレチン石灰	一四・〇
○ベタナフトール (局)	一・四	○チウカルチン末	六・〇
ヘキサメチレンテトラミン(ウロトロビン)(局)	〇・八	○チウレチン (局)	二・二
【ト】		チアスターゼ (局)	一・二
トリブタン	八・一	チアスターゼ (柏木)	五・六
ドライアイゼ	四・九	チアスターゼ (タカ)	六・八
トラカント末 (局)	八・〇	チアスターゼ (ツル)	四・八
○ドーフル散 (局)	四・一	○ジアール末	九二・七
○吐 根 (局)	八・八	○デギタリスチンキ (局)	〇・七
○吐根チンキ (局)	一・四	○デギタリス葉 (局)	一・二
○吐根末 (局)	三・二	○デギタリス葉末	〇・六
吐根シロップ (局)	〇・三	○デギタミン末	三・九
○吐酒石 (局)	〇・九	○デギタミン液	四・七
橙皮チンキ (局)	〇・七	チモール (局)	四・三
橙皮末 (局)	〇・二	チストール	五・九
橙皮シロップ (局)	〇・二	重質無水マグネシア	〇・三

00916

重炭酸ソーダ (局)	〇・一	○燐硫黄ヒドロコデイン	一五四・〇
重酒石酸カリ (局)	〇・九	【ヌ】	
沈降硫黄 (局)	〇・二	○ヌベルカイン	一五九・六
沈降炭酸石灰	〇・一	【ル】	
沈降燐酸石灰 (局)	〇・二	○ルゴール氏液 (局)	一・一
【リ】		○ルミナール	七五・五
理研レバー	一〇・五	ルジール	一一・八
洗動パラフィン (局)	〇・二	【オ】	
硫化カリ (局)	〇・一	オイゾート	四・五
○硫酸銅 (局)	〇・六	オパホルモン	一九・〇
硫酸マグネシア(硫麻)(局)	〇・一	オポピリン	五・六
△硫酸アトロピン	一一六・〇	オリザニン末	四・九
○硫酸亜鉛 (局)	〇・一	オリザニン液	一・八
硫酸キニーネ (局)	一七・二	オリゼ	三・五
龍 膽 末 (局)	〇・三	ネ、ホルミン末	二九・七
龍膽チンキ	〇・三	オ、ホルミンルテウム	五四・六
龍膽エキス (局)	一・二	オレーフ油 (局)	〇・三
○燐酸ソーダ (局)	〇・一	○オスバニール	九・六
○燐酸コデイン (局)	七九・五	黄 連 末 (局)	一・四
○燐酸ヒドロコデイン	一六八・〇	黄 柏 末	〇・一

△黄降汞 (局)	二・三	○カンタリスチンキ (局)	一・九
黄色ワセリン	〇・二	カンフル酸 (局)	二・七
遠志根 (局)	〇・五	カンフルチンキ	〇・六
ワカモト	二・〇	海人草 (局)	〇・三
【カ】		過マンガン酸カリ (局)	〇・五
ガロステリン末	七・四	還元鐵 (局)	一・〇
カリ石鹼 (局)	〇・三	肝油 (局)	〇・二
カルチコール末	二・八	肝油 (眼鏡)	〇・四
カルザアゾール	二五・二	肝油 (高橋)	〇・三
カルコージェ	三・一	肝油乳劑 (局)	〇・九
○カルモチン末	四・六	過酸化水素水(オキシフル)(局)	〇・三
カ、オ脂	〇・四	苛性カリ (局)	〇・六
ガラクトサン	二・二	苛性ナトロン (局)	〇・六
カフロージェ	〇・六	含糖ペプシン (局)	一・七
○カフェイン (局)	八・三	○甘 汞 (局)	三・二
カーボニン末	一・二	甘硝石精 (局)	一・二
カスカリン末	三・四	甘草末	一・一
カスカラサクラダ流動エキス (局)	一・一	【E】	
カスタンール	〇・三	○ヨド (局)	三・〇

○洗度ポリタミン液	一・二	大風子油 (局)	一・〇
○ヨードデウカルチン	六・〇	單 軟 膏 (局)	〇・八
○ヨードチンキ 局	一・〇	單鉛硬膏 (局)	〇・三
○ヨードカリ (局)	二・六	炭酸ソーダ (局)	〇・一
ヨード石灰シロップ	〇・五	炭酸グアヤコール (局)	四・八
ヨードナトリウム (局)	三・三	炭酸マグネシア (局)	〇・一
ヨードブルトージェ	一・〇	炭酸石灰	〇・一
○ヨードホルム (局)	三・五	【L】	
ヨード鐵シロップ (局)	〇・三	レゾルシン (局)	三・八
溶性サツカリン (局)	一・六	レスヒラチン	四・六
【タ】		【Z】	
タルタリン	四二・七	ソゴール末	二・〇
タルク (局)	〇・一	ソゴール液	一・一
タールバスタ (局)	〇・三	【チ】	
タンニン酸 (局)	二・五	ツヨール原液	三・四
タンニン酸キニーネ (局)	七・八	【ホ】	
タンナルビン (局)	〇・九	ネオターゼ	〇・八
タンブオニン	五・四	ネオエバン	一・一
大 黄 末 (局)	〇・五	ネオエバニン液	一・〇
大 黄 チンキ (局)	〇・五	ネオフストール	一・四

ネオビチロール
ネオビリン
ネオ肝精
○ネマトール

二・六
二・九
三・四
六・五

ウワウルシ葉
ウワウルシ流動エキス
茵香末(局)
茵香水(局)

〇・四
〇・七
〇・七
〇・一

【チ】

○ナルコボン粉末
○ナルカイン
ナフタリン(局)
○ナセドール

一三三・〇
五・〇
〇・二
九・〇

○ノバボン
ノゲルギン
ノルモザン

八・一
三三・九
一・一

【ラ】

ラベンデル油
ラノリン(局)
ラクトスターゼ
○ラクトフェニン
ラキサトール

二・七
〇・四
三・〇
一六・〇
八・六

○クロ、ホルム(局)
クリブタール液
グリコラクチン
グリテール
クワサンペン(局)
グリセリン

〇・七
四・二
二・七
三・〇
八・三
〇・四

【ウ】

ウイルソン軟膏
ウイタホルチン
ウワウル
ウワウルチン

〇・五
五・六
一・〇
一・八

グリセン磷酸石灰(局)
クレロール
○クレオソート(局)
○グレラン
○グアラロール(局)

二・六
三・八
一・五
一・九
三・六

グアヤコールポリタミン
グアヤコールブルトーゼ
グアヤコールスルホン酸カリ(局)
クエン酸(局)
クエン酸鐵(局)
クエン酸ソーダ
苦味チンキ(局)

一・二
一・一
五・一
一・二
一・八
二・八
〇・六

ケラチン
ゲリゾン
ゲンチアナ根末(局)
桂皮末(局)
桂皮水
桂皮シロップ
健胃散(局)
結晶重碳酸ソーダ

〇・五
一〇・一
〇・四
〇・四
〇・一
〇・一
〇・二
〇・一

【ヤ】

○ヤラツバ根末(局)
○ヤラツバ脂(局)
薬用葡萄酒
焼石膏

〇・七
一〇・七
〇・三
〇・六

○プロバリン末
プロチン末
プロチン液
プロカノン
プロタニン

五・六
二・〇
一・〇
四・二
四・〇
五・六

【マ】

マダルモン
マクニン末
マクニン液
マグネシア(局)
マオキス

一・一
六・二
四・六
〇・三
二・〇

プロタチン液
プロタルゴール
プロタミラーゼ
プロムナトリウム(局)
プロムカリ

四・〇
二四・二
一・六
〇・八
〇・七

【ケ】

麻黄

〇・二

○プロムカルフル
プロムタカローゼ

三・七

プロムアンモニウム	〇・七	フスタギン	四・〇
プロテイル銀 (局)	四・四	フスタギン液	一・八
プロセブチン	一四・三	フスタギン濃厚液	一・七
フチゾール	四・五	フスゲン末	二・〇
ブルトローゼ	〇・八	フスゲン液	〇・七
ブルガリン末	三・一	〇フスコヂン	一七九・二
〇ブルストール	五六・〇	複方ゲンチアナチンキ	〇・五
ブレノリン	三・七	複方キナチンキ (局)	〇・八
ブラノーゼ末	一・三	[五]	
ブラノーゼ液	〇・六	コロヂオン (局)	〇・三
ブノイミン	五・九	コロンボ根末 (局)	〇・三
フエバセニン	九・六	コロンボチンキ (局)	〇・七
〇フエナセチン (局)	二・四	コバイバルサム (局)	一・三
〇フエノバルビタール (局)	九・二	コルンエキス液	〇・九
〇フエノールフタレイン (局)	一・九	胡麻油 (局)	〇・三
フエジカール	五・三	コンヅランゴ皮 (局)	〇・一
フアトシン末	三・八	コンヅランゴ流動エキス (局)	〇・六
フアトシン液	一・九	骨炭末	〇・六
フアゴール	六・三	[五]	
フストール	一・一	エバモン末	二・一

土バニン液	一・五	デルマトール (局)	二・九
エチール炭酸キニートネ(オイヒニン)(局)	二四・八	テラポール	一・八
エチナール	九・四	〇テビラール	一・〇
エタインキシル	六・〇	照内末	三・七
〇エフエドリン末「ナガイ」	一四七・〇	澱粉 (局)	〇・一
〇エデラ	一二・六	天然カル、ス泉塩	〇・二
エーテル (局)	〇・三	[ア]	
エキホス	〇・五	アイロール (局)	四・五
エビオス	二・〇	アニモスターゼ	六・二
エンテロール	二・二	アベチン	一・二
〇塩素酸カリ (局)	〇・一	アペリー末	三・八
△塩化アドレナリン液(一〇〇〇倍溶液)	一一・七	アドソルビン	〇・四
△塩酸パバベリン	一六八・〇	アドツシアスト	四・五
△塩酸デアセチールモルヒネ	一九五・〇	アトミノノーゼ	二・五
〇塩酸コカイン (局)	一九五・〇	アドー	一・八
〇塩酸キユーネ (局)	二一・四	アルコール (局)	〇・六
〇塩酸シノメニン	六〇・二	アルシリ	一・八
△塩酸ピロカルピン (局)	一二六・〇	アルシリ、ワイ	一・〇
△塩酸モルヒネ (局)	一三八・〇	アルゼンプルターゼ	一・〇
[ヤ]		アルゼンフエラターゼ	一・九

00923

アラビヤゴム末 (局)	〇・四	安息香酸ソーダ (局)	二・〇
アプフリン	一〇・五	〇安息香酸ソーダカフェイン (局)	五・三
〇アミノピリン (局)	四・五	〇亜硝酸ソーダ	〇・六
〇アセトアニリド (局)	一・二	【サ】	
アスピリン (局)	一・三	サロミン	二・五
アスピリン「シオノ」	二・三	サロミンR	〇・八
〇アンチツツシン	一八九・〇	ザイレン	一六・九
〇アンチピリン (局)	二・九	サツカリン	一・五
アンタチヂン	〇・五	サリチル酸 (局)	一・〇
アンモニア茴香精 (局)	〇・八	サリチル酸フェニール (局)	二・〇
アンモニア水 (局)	〇・一	△サリチル酸水銀 (局)	五・一
アケビン	五・〇	〇サリビリン(サリチル酸アンチピリン) (局)	一・六
〇阿片散(一〇%)	三・一	サリチル酸ソーダ (局)	一・三
〇阿片チンキ (局)	三・六	サルホール	二・五
〇阿片安息香チンキ (局)	〇・七	サナリン	五・二
亜鉛華	〇・二	〇サントニン (局)	九九・六
亜鉛華澱粉	〇・二	サンカール末	二・八
△亜砒酸	〇・六	醋酸アルミニウム液 (局)	〇・四
△亜砒酸カリニ (局)	〇・八	醋酸アルミニウム (局)	〇・三
安息香酸 (局)	一・二	醋酸 (局)	〇・一

00924

醋酸鉛(鉛糖) (局)	〇・二	〇メチールスルホナール (局)	八・一
醋酸カリ液 (局)	〇・二	〇綿馬エキス (局)	四・四
【キ】		【シ】	
キナ皮 (局)	〇・六	ミルラチンキ	〇・五
キナチンキ (局)	〇・八	〇ミグレニン (局)	三・八
キナポリタミン	一・二	〇ミレパール散(10%)	六・四
キナフルトーゼ	一・〇	明 礬 (局)	〇・一
キシコノン液	〇・六	蜜 蠟(黄蠟)(局)	一・三
キノフエンカルシウム	七・六		
強力アベチン	一・八	シロップ (局)	〇・一
杏 仁	〇・三	次亜磷酸石灰 (局)	一・二
〇杏仁水 (局)	〇・四	〇次醋酸鉛液 (局)	〇・一
吉草チンキ (局)	〇・六	次サリチル酸蒼朮 (局)	二・六
吉草根	〇・五	次硝酸蒼朮 (局)	二・六
吉草根末 (局)	〇・二	蒸 餾 水 (10cc)(局)	〇・一
稀 塩 酸 (局)	〇・一	生 姜 末 (局)	〇・二
桔 梗 根 (局)	〇・二	食 塩 (局)	〇・一
【ユ】		△昇 汞 (局)	二・六
ユーキリン	三・四	〇硝 石 (局)	〇・一
		〇硝 酸 銀 (局)	六・三

